

◆援助内容 (注) 認定されても、学校の集金を必ず払ってください。

援助費目	支給金額 (年額)				支給時期	備考
	小学校		中学校			
	1年生	他学年	1年生	他学年		
学校給食費	実費額				保護者口座からの引き落としが免除	
学用品費	11,640円		22,740円		1学期分 ⇒ 8月末 2学期分 ⇒ 12月末 3学期分 ⇒ 3月末	認定者には、(年額)/12× 該当月数分を支給
通学用品費	—	2,230円	—	2,230円		
新入学学用品費	51,110円	—	57,980円	—	1月～5月	4月1日認定の1年生のみ
校外活動費 (宿泊あり)	実費額 (上限3,690円)		実費額 (上限6,210円)		実施した学期毎に支給	交通費、見学料のみ対象
校外活動費 (宿泊なし)	実費額 (上限1,600円)		実費額 (上限2,310円)			
修学旅行費	実費額 (上限21,580円)		実費額 (上限57,720円)		実施した学期に支給	対象経費(全員が均一に支払った費用)のみ実施後に振込み
体育実技用具費 (柔道)	—		実費額	—	購入した学期に支給	
生徒会費	—		実費額		1学期分 ⇒ 8月末 2学期分 ⇒ 12月末 3学期分 ⇒ 3月末	認定者には、(年額)/12× 当月数分を支給
P T A会費	実費額		実費額			
中学校新入学生徒 通学用自転車購入費	—		実費額 (上限 18,000円)	—	5月～6月	4月1日認定の1年生のみ 領収書が必要となります。
医療費	実費額 ※トラコーマ、結膜炎、白癬(水虫)、疥癬、 膿か疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎(ちくのう)、 アデノイド、う歯(むし歯)の治療に限ります。				医療券の交付 (窓口での支払いなし)	認定基準⑩に該当する認定者 のみ(認定基準⑩に該当しない 方は、「子育て支援医療費」を ご利用ください)。
オンライン学習 通信費	14,000円				1学期分 ⇒ 8月末 2学期分 ⇒ 12月末 3学期分 ⇒ 3月末	1家庭につき、左記金額を支給

令和4年4月1日現在 支給額及び支給時期は変更になる場合があります。

※認定期間中に認定内容の変更がある場合(世帯員の増加、減少、結婚、離婚、転出予定)などは、教育総務課までご連絡してください。